平成28年度第1回城陽市障がい者自立支援協議会議事録

●日時:平成28年10月21日(金)午前9時30分開始

●場所:城陽市役所 4階 第2会議室

出席委員 空閑会長、芳川副会長、石原委員、奥村委員、窪田委員、坂本委員、関口委員、 髙橋委員、中村委員、濵村委員、藤嵜委員、古市委員、三木委員、本間委員、 山形委員

欠席委員 アルデリャーヌ委員、白井委員、田島委員、山下委員

事務局 小嶋福祉保健部長、吉村福祉政策監兼福祉保健部次長、成田福祉課長、伊庭障がい福祉係長、入野障がい福祉係主事、村瀬障がい福祉係嘱託職員、内田運営事務局員、小関専門部会長、岸見専門部会長、長山専門部会長、大蔵専門部会長、竹内専門部会長 要約筆記・金見、林

1. 開 会

2. 事務局職員紹介

3. 議事

①城陽市障がい者計画策定に係る基礎調査について 事務局より資料1-1~資料1-6をもとに説明

②障害者差別解消法に係る職員対応要領について

事務局より資料2-1~資料2-2をもとに説明

③障害者優先調達推進法に係る調達実績等について

事務局より資料3をもとに説明

質疑·応答(①~③)

委 員:資料1のアンケートについて障がいが重複している方はどうなるのか。複数のア ンケートを回答することもあるのか。

事務局:障がいが重複している方については、市で調査対象者を抽出した際にたまたま複数当たってしまったという場合には対象件数として少ないほうを優先して送付する予定にしている。

委員: 視覚障がい者の方へは点字のアンケートを郵送すると書いてあるが、その場合は 点字のアンケートと墨字のアンケートの両方送られるのか。点字のアンケートだ け送られるのか。また、調査を回答する方は点字で書くのか、それとも墨字で書 くのか、市ではどのように考えているのか。

事務局:市としては、点字版と墨字版の両方を送る予定にしている。また、郵送する際に は視覚障害者協会さんからも意見を聞きながら対応していく予定である。

委員:調査票の中で授産施設という名称が使用されているが、授産施設という名称は昔、 措置制度があった時に使われていた言葉で、現在は総合支援法になり、授産施設と いうものはなくなったので、福祉的な就労ができる作業所等とした方が回答しやす いのではないのか。

また、身体障がい者対象のアンケートの問28に「あなたは地域活動(自治会、子ども会の行事や役員など)へ参加していますか」ということで、カッコ内に地域活動として自治会、子ども会の行事や役員など、というように二つ挙げている。例えば、サークル活動であるとか、同じ障がい者どうしが集まる団体活動も地域活動になると考えられるが、二つに絞っていることに特別な意味があるのか。

事務局:授産施設について、修正を検討する。 地域活動について、例えばとして挙げているが、表現について検討する。

委員:資料2-1の4ページの不当な差別的取り扱いの禁止の第2条について、「職員は、 法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うにあたり、障がい(身 体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の 障がいをいう。以下この対応要領において同じ。)を理由として、障がい者(障が い及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者。以下この対応要領において同じ。)でない者と不当な差別的取り扱い をすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない」とあるが、「でな い者と」という表現に引っかかりました。不当な差別的取り扱いをすることによ り、障がい者の権利利益を侵害してはならないということではないのか。

事務局:障害者手帳等を持っておられる方に対象を限定しないということが主旨である。 一般の何の障壁もない方と若干障壁のある方をどちらも平等に取り扱うということが趣旨であり、何かしら障壁のある方に対してその方だけが不利益となる対応をしないということである。 委員:資料2-2の5ページに「聴覚障がい者(発語可能・4級)」とあるが、発語可能 という表現はいらないのではないのか。4ページでは「聴覚障がい者(2級)」と なっており、ここであえて「発語可能」を入れる理由はないように思う。

7ページに「盲ろう者との特殊なコミュニケーション方法である」とあるが、盲ろう者とのコミュニケーション方法であるということで、ここであえて「特殊」という表現を入れる理由はないように思う。

12ページの下部に四角囲みの中に「(失語症) 話すことの障がい」とあるが、他のタイトルの表記方法と比べて少し違うのではないのかと思う。話すことの障がいへの支援といった表現にしたほうが全体的な調和が取れるのではないのかと思う。

事務局:5ページの「発語可能」という表記を削除するという意見、7ページの「特殊な」 という表現を削除するという意見、12ページの「話すことの障がい」のあとに「へ の支援」という表現を入れるという意見のとおり修正したい。

委員:資料2-2の26ページに精神障がいの一つとして認知症の主な特性、主な対応ということで記載されているが、認知症高齢者は急激に人数が増えており、認知症を精神障がいのくくりに入れているのでは追いつかないのではないのかと思う。認知症の方には、私は認知症であって精神障がいではないという意見を述べられる方も少なくなく、また家族もそういう意見を持っておられる方もいる。しかし、認知症の中には誰が見ても精神障がいにも該当しているのではないか、あるいはドクターもそのような意見を述べられる方もおり、線を引くことは非常に困難ではあるが、認知症と精神障がいと重なっている部分、場合によっては重複障がいと判断してもおかしくないかなと考えている。認知症を精神障がいの扱いではなく、認知症は認知症としての扱いをし、用語の説明を入れてなければ、資料2-2を見た人の中には認知症は精神障がいなんだという解釈をしてしまう場合があるのではないのかと思う。

事務局:いただいた意見を踏まえて、構成を見直したい。

④城陽市障がい者自立支援協議会の取り組みについて

事務局より資料4をもとに説明

質疑•応答

委員:市民講座によく参加していますが、資料4の8ページの下にあるような意見をよく書いている。というのは、講師は限られた時間に市民にたくさん知識を得られるように話すが、だんだん言葉が早くなってくる。難聴者や高齢者の参加者は早

口言葉は聞き取りにくいため、話す内容は縮小してもいいので、皆さんに分かるような話をするようにお願いしたい。

4. その他

5. 閉 会

※次回の障がい者自立支援協議会は、平成29年2月開催予定。